

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和元年8月21日

佐賀県知事 山口 祥義

### 1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ唐津浜玉店・ファミリーマート唐津バイパス干居店  
佐賀県唐津市浜玉町横田下字干居946番地 外

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### ア 大規模小売店舗を設置する者

・株式会社ドラッグストアモリ  
代表取締役 森 竜馬  
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

・中村俊六  
佐賀県唐津市浜玉町横田下990番地

##### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

・株式会社ドラッグストアモリ  
代表取締役 森 竜馬  
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

・黒上 英一  
福岡県福岡市西区福重五丁目21番32号305

#### (3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年4月10日

#### (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,558平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

駐車場(建物敷地内) 57台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場No.1(A棟北側) 9台

駐輪場No.2(A棟北側) 8台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設 No.1(A棟北側) 50平方メートル

荷さばき施設 No.2(B棟東側) 28平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設No.1(建物敷地西側) 6.7立方メートル

廃棄物等保管施設No.2(B棟南側) 4.3立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の位置及び数

駐車場(建物敷地北側及び東側) 4箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

令和元年8月9日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部経営支援課

(2) 縦覧期間

令和元年8月21日から

令和元年12月21日まで

#### 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部経営支援課（郵便番号840 - 8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。